

参 考 资 料

○入間市健康福祉センター条例

平成 14 年 12 月 27 日

条例第 45 号

(設置)

第 1 条 保健、医療及び福祉的機能の一体的な推進を図り、市民の健康づくり及び地域福祉の向上に寄与するため、健康福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 健康福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市健康福祉センター(以下「センター」という。)	入間市大字上藤沢 730 番地 1

(施設)

第 3 条 センターの施設は、別表第 1 のとおりとする。

(併設施設)

第 4 条 センターに併設して、入間市夜間診療所を置く。

2 入間市夜間診療所については、別に条例で定める。

(平21条例21・全改)

(業務)

第 5 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 健康診断等に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 地域福祉の推進に関すること。
- (5) 発達支援に関すること。
- (6) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第 6 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(医療管理者)

第 7 条 センターに医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 10 条第 1 項に基づき医師を置き、医療管理者とする。

(休館日)

第 8 条 センターの休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第10条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) 許可申請に偽りがあったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用の範囲)

第11条 別表第2に掲げる施設を使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 健康、医療、福祉、環境、文化、スポーツ及びまちづくり活動を目的とする団体

(2) 公用で使用する者

(3) その他市長が特に認めるもの

(使用料)

第12条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 施設を使用しようとする者は、別表第2及び別表第3に定める額とする。

(2) 健康診断を受けようとする者は、別表第4に定める額とする。なお、健康診断のうち、人間ドックに加えて別表第5に掲げる検査を受けようとする者は、同表に定める額を加算する。

(使用料の免除)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により、施設又は設備等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例11号) 抄

○入間市健康福祉センター運営協議会条例

平成 15 年 3 月 31 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する事項について協議するため、入間市健康福祉センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市民の健康づくり及び地域福祉の向上に関する基本的事項について、市長の諮問に応じるとともに、市長に対して意見を述べる機関とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、知識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉センター健康管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○入間市夜間診療所条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 12 号

(設置)

第 1 条 夜間における初期救急医療の充実を図り、もって市民の健康保持及び増進に寄与するため、夜間診療所を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 夜間診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市夜間診療所(以下「診療所」という。)	入間市大字上藤沢 730 番地 1

(平 21 条例 11・一部改正)

(開設者)

第 3 条 診療所の開設者は、市長とする。

(医療管理者)

第 4 条 診療所に医療管理者を置く。

2 医療管理者は、社団法人入間地区医師会(以下「医師会」という。)が推薦する者をもって充てる。

(平 24 条例 21・一部改正)

(診療科目)

第 5 条 診療所が行う診療科目は、内科及び小児科とする。

(診療対象者)

第 6 条 診療対象者は、夜間において急に発病した者とする。

(平 21 条例 11・一部改正)

(診療日及び診療時間)

第 7 条 診療所の診療日は、日曜日及び土曜日並びに規則で定める日とする。ただし、12 月 31 日から翌年の 1 月 2 日までの日は、休診日とする。

2 診療所の診療時間は、午後 7 時 30 分から午後 10 時 30 分までとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(平 21 条例 11・一部改正)

(費用の徴収)

第 8 条 市長は、診療所を利用した者から次の各号に定める額をその都度徴収する。

(1) 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第 1 医科診療報酬点数表に基づいて算定した額

(2) 医師の診断書又は証明書の交付を受けたときは、次に定める額

ア 診断書 1 通につき 2,000 円

イ 証明書 1 通につき 500 円

(平 18 条例 35・平 20 条例 21・一部改正)

(診療業務の委託)

第 9 条 市長は、診療所の運営に伴う診療業務を医師会に委託するものとする。

(運営委員会)

第 10 条 診療所の円滑な運営に関し必要な事項を協議するため、入間市夜間診療所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平 21 条例 1 1・一部改正)

(委員会の組織)

第 11 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員会の委員の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 医師会から選出された者 4 人以内

(2) 入間市を所管区域とする保健所の所長

(3) 市職員 2 人以内

(平 18 条例 24・一部改正)

(任期)

第 12 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職名をもって委嘱された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 13 条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、健康福祉センター健康管理課において処理する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 24 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 21 号)